

産業廃棄物処理業者等に対する行政処分取扱要領

(最終改正 令和4年3月24日)

(目的)

第1 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号）に基づく行政処分を行うに当たっての基準等を定めることにより、行政処分の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領の用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (2) 条例 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号）
- (3) 事業者 産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む)の排出者及び国外から廃棄物を輸入した者
- (4) 処理業者 許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
- (5) 再生利用業者 条例第20条第1項の規定により指定を受けた者
- (6) 処理施設 許可を受けた一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設
- (7) 設置者 処理施設を設置している者
- (8) 処理基準 産業廃棄物処理基準（法第12条第1項）、特別管理産業廃棄物処理基準（法第12条の2第1項）及び指定産業廃棄物の処理に関する基準（条例第22条）
- (9) 保管基準 産業廃棄物保管基準（法第12条第2項）、特別管理産業廃棄物保管基準（法第12条の2第2項）、産業廃棄物の処理等に関する基準（条例第6条）及び木くずチップの保管に関する基準（条例第8条第3項）
- (10) 委託基準 事業者の産業廃棄物委託基準（法第12条第5項又は第6項）及び特別管理産業廃棄物委託基準（法第12条の2第5項又は第6項）
- (11) 再委託基準 処理業者の産業廃棄物再委託基準（法第14条第16項）、特別管理産業廃棄物再委託基準（法第14条の4第16項）及び再生利用業者の指定産業廃棄物再委託基準（条例第20条第8項）
- (12) 事業の停止命令 処理業者又は再生利用業者に対して期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令すること。（法第14条の3、第14条の6、条例第25条）
- (13) 事業の許可の取消し 処理業者の許可を取り消すこと。（法第14条の3の2、第14条の6）
- (14) 再生指定利用業者の指定の取消し 再生指定利用業者の指定を取り消すこと。（条例第26条）
- (15) 処理施設の改善命令 設置者に対して期限を定めて必要な改善を命令すること。（法第9条の2、第15条の2の7）
- (16) 処理施設の使用停止命令 設置者に対して期間を定めて処理施設の使用の停止を命令すること。（法第9条の2、第15条の2の7）
- (17) 処理施設の許可の取消し 処理施設の設置許可を取り消すこと。（法第9条の2の2、第15条の3）
- (18) 改善命令 処理基準に適合しない収集、運搬又は処分が行われた場合及び保管基準に適合しない保管が行われた場合に、事業者、処理業者、木くずチップを保管する者及び再生利用業者に期限を定めて必要な改善を命令すること。（法第19条の3、条例第7条、条例第10条、条例第23条）
- (19) 措置命令 処理基準又は保管基準に適合しない処理又は保管が行われた場合において、生

活環境の保全上支障が生じたり、又は生じるおそれがあると認められるときは、処理基準又は保管基準に適合しない処理又は保管を行った者等に、期限を定めてその支障の除去等の必要な措置を命令すること。(法第19条の5、第19条の6)

(20) 違反行為 法又は法に基づく処分若しくは条例又は条例に基づく処分に違反する行為

(行政処分の種類)

第3 この要領において行政処分とは、次に掲げる処分とする。

- (1) 法第9条の2第1項に規定する一般廃棄物処理施設の使用の停止命令及び改善命令
- (2) 法第9条の2の2第1項及び第2項に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可の取消し
- (3) 法第14条の3に規定する産業廃棄物処理業の事業の全部又は一部の停止命令
- (4) 法第14条の3の2に規定する産業廃棄物処理業の許可の取消し
- (5) 法第14条の6に規定する特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消し及び事業の全部又は一部の停止命令
- (6) 法第15条の2の7に規定する産業廃棄物処理施設の使用の停止命令及び改善命令
- (7) 法第15条の3に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し
- (8) 法第19条の3に規定する改善命令
- (9) 法第19条の5及び第19条の6に規定する措置命令
- (10) 条例第7条に規定する改善命令
- (11) 条例第10条に規定する改善命令
- (12) 条例第23条に規定する改善命令
- (13) 条例第25条に規定する再生利用者等の事業の全部又は一部の停止命令
- (14) 条例第26条に規定する再生利用者等の指定の取消し

(行政処分の基準)

第4 処理業者、設置者及び再生利用者に係る行政処分(改善命令及び措置命令を除く。)の基準は別表のとおりとする。

- 2 別表に定める処分事由(以下「違反行為等」という。)が2以上ある場合は、それぞれの違反行為等に対応する処分日数の合計によるものとし、その日数が90日を超えるときは取消処分とする。
- 3 違反行為等により生活環境保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは取消処分とする。

(瑕疵による許可及び指定の取消し)

第5 欠格要件に該当する申請者に対して瑕疵による許可及び指定が行われたことが、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書などにより明らかになった場合は、当該許可及び指定を取り消す。

(処分の加重軽減)

第6 次の各号のいずれかに該当する場合は、第4の規定による行政処分に加重して処分することができる。

- (1) その違反行為の状況が悪質であると認められるとき。
 - (2) 処理業者、設置者又は再生利用者として適格性を欠くと認められるとき。
 - (3) その他、加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。
- 2 次の各号の一に該当する場合は、第4の規定による行政処分を軽減して処分することができる。
- (1) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講じたとき。
 - (2) その他、処分を軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(手続)

第7 行政処分の手続きは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び行政処分の指針について（令和3年環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に定める手順により行う。

(公表)

第8 行政処分を行ったときは、被処分者名、処分の内容、処分理由及び根拠条文等を公表する。

(関係都道府県等との協議)

第9 行政処分を受ける者が他の都道府県等から許可を受けている場合には、必要に応じて、関係する都道府県等と処分の内容及び時期について協議する。

(関係機関への通知)

第10 事業の停止命令（処理業に限る。）、事業の許可の取消し、処理施設の使用停止命令、処理施設の許可の取消し及び瑕疵による許可の取消しをしたときは、その事実を環境省、都道府県及び法第24条の2第1項に規定する政令で定める市に通知する。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月24日から施行する。

(別表) 行政処分の基準

1 処理業者関係 (法第14条の3、第14条の3の2、第14条の6)

処分手由	根拠条文	処分基準	罰則 (参考)
無許可営業	法第14条第1項又は第6項 法第14条の4第1項又は第6項	許可取消し	5年以下の懲役 若しくは 1000万円以下の罰金 又は併科
不正手段による営業許可取得	法第14条第1項又は第6項 法第14条第2項又は第7項 法第14条の4第1項又は第6項 法第14条の4第2項又は第7項		
無許可事業範囲変更	法第14条の2第1項 法第14条の5第1項		
不正手段による事業範囲変更許可取得	法第14条の2第1項 法第14条の5第1項		
事業停止命令違反	法第14条の3 法第14条の6		
措置命令違反	法第19条の5第1項 法第19条の6第1項		
委託基準違反 (無許可業者への委託)	法第12条第5項 法第12条の2第5項		
名義貸しの禁止違反	法第14条の3の3 法第14条の7		
施設無許可設置	法第8条第1項 法第15条第1項		
不正手段による施設設置許可取得	法第8条第1項 法第15条第1項		
違反行為 施設無許可変更	法第9条第1項 法第15条の2の6第1項		
不正手段による施設変更許可取得	法第9条第1項 法第15条の2の6第1項		
無確認輸出 (未遂を含む。)	法第15条の4の7第1項		
受託禁止違反	法第14条第15項 法第14条の4第15項		
不法投棄 (未遂を含む。)	法第16条		
不法焼却 (未遂を含む。)	法第16条の2		
指定有害廃棄物の処理禁止違反	法第16条の3		
委託基準違反	法第12条第6項 法第12条の2第6項		3年以下の懲役 若しくは 300万円以下の罰金 又は併科
再委託禁止違反・再委託基準違反	法第14条第16項 法第14条の4第16項		
施設改善命令・使用停止命令違反	法第9条の2 法第15条の2の7		
改善命令違反	法第19条の3		
施設の無許可譲受け・無許可借受け	法第9条の5第1項 法第15条の4		
無許可輸入	法第15条の4の5第1項		
輸入許可条件違反	法第15条の4の5第4項		
不法投棄・不法焼却目的収集運搬	法第16条 法第16条の2		

	処分事由	根拠条文	処分基準	罰則（参考）
違反行為	無確認輸出予備	法第15条の4の7第1項	許可取消し	2年以下の懲役 若しくは 200万円以下の罰金 又は併科
	土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	法第15条の19第4項 法第19条の10第1項	事業停止90日	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
	虚偽管理票の交付	法第12条の4第1項		
	管理票に係る勧告の措置命令違反	法第12条の6第3項	事業停止60日	6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
	施設使用前検査受検義務違反	法第8条の2第5項 法第9条第2項 法第15条の2第5項 法第15条の2の6第2項		
	保管届出義務違反	法第12条第3項 法第12条の2第3項	事業停止30日	30万円以下の罰金
	管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	法第12条の3第1項 法第15条の4の7第2項		
	運搬受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載・回付義務違反	法第12条の3第3項		
	処分受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	法第12条の3第4項又は第5項 法第12条の5第5項		
	管理票・同写し保存義務違反	法第12条の3第2項、第6項、第9項又は第10項		
	引受禁止違反	法第12条の4第2項		
	虚偽管理票写し送付・虚偽報告	法第12条の4第3項又は第4項		
	電子管理票虚偽登録	法第12条の5第1項 法第15条の4の7第2項		
	電子管理票報告義務違反・虚偽報告	法第12条の5第2項又は第3項		
	処理困難通知義務違反・虚偽通知	法第14条第13項 法第14条の4第13項		
	処理困難通知保存義務違反	法第14条第14項 法第14条の4第14項		
	土地形質変更届出義務違反・虚偽届出	法第15条の19第1項		
	帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反	法第12条第13項 法第12条の2第14項 法第14条第17項 法第14条の4第18項		
	処理業の届出義務違反・虚偽届出	法第14条の2第3項 法第14条の5第3項		
	施設の届出義務違反・虚偽届出	法第9条第3項又は第4項 法第9条の7第2項 法第15条の2の6第3項 法第15条の4		
定期検査拒否・妨害・忌避	法第8条の2の2第1項 法第15条の2の2第1項			

処分事由		根拠条文	処分基準	罰則（参考）
違反行為	施設の維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反	法第8条の4 法第15条の2の4		
	処理責任者等設置義務違反	法第12条第8項 法第12条の2第8項		
	第18条報告拒否・虚偽報告	法第18条第1項		
	立入検査拒否・妨害・忌避	法第19条第1項		
	技術管理者設置義務違反	法第21条第1項		
	事故時応急措置命令違反	法第21条の2第2項	応急措置に必要な期間の停止	6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
	その他の違反行為		事業停止10日	
	他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、又は唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき	法第14条の3第1号 法第14条の3の2第1項第5号 法第14条の6	当該違反行為と同等の処分	
許可基準	許可を受けた者の、事業の用に供する施設又は能力が処理業の許可基準に適合しなくなったとき	法第14条の3第2号 法第14条の3の2第2項 法第14条の6	改善に必要な期間の事業停止 施設の設置許可の取消し等改善が不可能な場合は許可取消し	
欠格要件	欠格要件に該当するに至ったとき	法第14条の3の2第1項第1号、第2号、第3号又は第4号	許可取消し	
許可条件	許可に付した条件に違反したとき	法第14条の3第3号 法第14条の3の2第2項 法第14条の6	事業停止30日 許可取消し相当と認める場合は許可取消し	

2 設置者関係（法第9条の2第1項、第9条の2の2、第15条の2の7、第15条の3）

処分事由		根拠条文	処分基準	罰則（参考）
違反行為	処理施設の構造又はその維持管理が技術上の基準又は許可申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について許可を受けたときは、変更後のもの）に適合しないと認めるとき	法第9条の2第1項第1号 法第15条の2の7第1号 法第9条の2の2第2項 法第15条の3第2項	改善に必要な期間の使用停止 改善が不可能な場合は許可取消し	
	許可を受けた者の能力が許可基準に適合していないと認めるとき	法第9条の2第1項第2号 法第15条の2の7第2号 法第9条の2の2第2項 法第15条の3第2項	改善に必要な期間の使用停止 許可取消し相当と認める場合は許可取消し	
	1の処理業関係の違反行為	法第9条の2第1項第3号 法第9条の2の2第1項第2号 法第9条の2の2第1項第3号 法第15条の2の7第3号 法第15条の3第1項第2号 法第15条の3第1項第3号	1の処理業関係の処分基準に準拠	
欠格要件	欠格要件に該当するに至ったとき	法第9条の2の2第1項第1号 法第15条第1項第1号	許可取消し	
許可条件	許可に付した条件に違反したとき	法第9条の2第1項第4号 法第15条の2の7第4号 法第9条の2の2第2項 法第15条の3第2項	使用停止30日	
			許可取消し相当と認める場合は許可取消し	
その他	維持管理積立金の積立てをしていないとき	法第9条の2の2第2項 法第15条の3第2項	許可取消し相当と認める場合は許可取消し	

3 再生利用業者関係（条例第25条、第26条）

処分事由		根拠条文	処分基準	罰則（参考）
違反行為	無指定営業	条例第20条第1項 法施行規則第9条第2号 法施行規則第10条の3第2号	指定取消し	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
	不正手段による指定取得・更新	条例第20条第1項 条例第20条第3項		
	不正手段による変更指定取得	条例第21条第1項		
	再委託禁止違反・再委託基準違反	条例第20条第8項		
	無指定事業範囲変更	条例第21条第1項		
	改善命令違反	条例第23条 条例第7条 条例第10条		
	事業停止命令違反	条例第25条		
	名義貸しの禁止違反	条例第27条	事業停止30日	20万円以下の罰金 30万円以下の罰金 20万円以下の罰金
	再生利用業者の届出義務違反・虚偽届出	条例第21条第4項 条例第21条第5項		
	報告拒否・虚偽報告	条例第52条		
	立入検査拒否・妨害・忌避	条例第53条第1項		
	処理計画書等の提出義務違反・虚偽記載	条例第24条	事業停止10日	当該違反行為と同等の処分
	その他の違反行為			
	他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき	条例第25条第1号		
法若しくは法の規定に基づく処分に違反する行為又は条例若しくは条例の規定に基づく処分に違反する行為	条例第25条第1号 条例第26条第1項第2号	1の処理業関係の処分基準に準拠。この場合において「許可取消し」とあるのは「指定取り消し」と読み替えるものとする。	改善に必要な期間の事業停止 改善が不可能な場合は指定取消し	
指定基準	指定を受けた者の、事業の用に供する施設又は能力が再生利用業者の指定基準に適合しなくなったとき	条例第20条第2項第1号		
欠格要件	法第14条の3の2第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する欠格要件に該当するに至ったとき	条例第26条第1項第1号		指定取消し
指定条件	指定に付した条件に違反したとき	条例第20条第7項		事業停止30日 生活環境保全上の支障が生ずる場合は指定取消し